

母子父子寡婦福祉資金のお知らせ

～母子家庭・父子家庭・寡婦のみなさんの生活の安定、子供の福祉の向上を図るために無利子又は低利子で各種資金の貸付を行っています～

- 貸付を受けられる方は
- (1) 20 歳未満の児童を扶養している、配偶者がいない人
 - (2) 父母のいない 20 歳未満の児童
 - (3) かつて母子家庭の母であった方（現在児童が 20 歳以上になっている方）
 - (4) 配偶者のいない 40 歳以上の女子であって、現に児童を扶養していない方

【母子父子寡婦福祉資金貸付一覧表】

資金名	貸 付 対 象 等		貸 付 限 度 額（円）	貸付を受ける期間	据 置 期 間	償 還 期 限	利 子	添 付 書 類
事業開始	母・父 寡婦 母子・父子福祉団体	事業（例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子・父子福祉団体については政令で定める事業）を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金	3,580,000	一括貸付	貸付の日から 1 年 間	据置期間経過後 7 年以内	無利子 ※（年 1. 0%）	事業計画書（様式第 4 号）
			（団体） 5,370,000					
事業継続	母・父 寡婦 母子・父子福祉団体	現在営んでいる事業（母子・父子福祉団体については政令で定める事業）を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	1,790,000	一括貸付	貸付の日から 6 ヶ月間	据置期間経過後 7 年以内	無利子 ※（年 1. 0%）	事業計画書（様式第 4 号） 事業状況調書（様式第 5 号）
			（団体） 1,790,000					
技能習得	母・父 寡婦	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金 （例：訪問介護員（ホームヘルパー）、ワーカー、栄養士等）	【一般】月額 68,000	習得期間中 5 年以内	習得期間満了後 1 年 間	据置期間経過後 20 年以内	無利子 ※（年 1. 0%）	技能習得先で発行する在籍証明書
			【特別】一括（12 ヶ月相当） 816,000 （自動車運転免許習得の場合） 460,000					
修 業	児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	【一般】月額 68,000	習得期間中 3 年以内	習得期間満了後 1 年 間	据置期間経過後 20 年以内	無利子	技能習得先で発行する在籍証明書 児童扶養手当相当額を加算する場合は児童扶養手当資格喪失通知書及び年金の資格喪失を明らかにできる書類
			※修業施設で知識・技能習得中の児童が 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記額に児童扶養手当額を加算した額。 （自動車運転免許習得の場合）【特別】 460,000					
就職支度	母・父 児童 父母のいない児童 寡婦	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	【一般】 110,000	一括貸付	貸付の日から 1 年 間	据置期間経過後 6 年以内	無利子 ※（年 1. 0%）	就職決定通知書の写し 又は就職を証明する書類
			（通勤のための自動車購入費用を含めた場合）【特別】 340,000					
医療介護	母・父 児童 寡婦	医療又は介護（当該医療又は介護を受ける期間が 1 年以内の場合に限る）を受けるために必要な資金	【医療】 340,000	一括貸付	受療期間満了後 6 ヶ月以内	据置期間経過後 5 年以内	無利子 ※（年 1. 0%）	医師又は歯科医師の概算医療費等を記載した診断書、あん摩・マッサージ等の施術者が発行する施術料の見積書
			特別 480,000 【介護】 500,000					
生 活	母・父 寡婦	・知識技能を習得している間、医療若しくは介護を受けている間、母子家庭・父子家庭になって間もない（7 年未満）母・父の生活を安定・継続する間（生活安定期間）又は失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金 ・児童扶養手当を受給していない者が、家計急変により児童扶養手当受給相当まで所得が減少した場合において、貸付後 1 年を経過するまでの期間（緊急生活安定期間）中の生活を維持するのに必要な資金 （（注）生活安定期間中の養育費の取得のための裁判費用については、1,368,000 円（一般分の 12 月相当）を限度で貸付可	【技能習得】 月 額 141,000	習得期間中 3 年以内	習得期間終了後 受療期間終了後 貸付期間終了後 6 ヶ月間	据置期間経過後 10 年以内	無利子 ※（年 1. 0%）	配偶者のない女子・男子となっている期間を明らかにできる書類
			【医療介護】 月 額 114,000	受療期間中 1 年以内		据置期間経過後 5 年以内		
			【一般】 月 額 114,000 （母子又は寡婦が生計中心者でない場合） 月 額 76,000 （合計 2,736,000 円を限度とする。）	・母子家庭、父子家庭となって 7 年を経過するまでの期間中 ・就職した日の翌日から 1 年以内		据置期間経過後 ・生活安定貸付 8 年以内 ・失 業 5 年以内		
			【家計急変】月額 児童扶養手当に準拠した額（全部支給）	最長 1 年 （3 ヶ月ごと）		据置期間経過後 10 年以内		
住 宅	母・父 寡婦	住宅の建設、購入、補修、保全、改築、又は増築をするのに必要な資金	通常の場合 1,500,000	一括貸付	貸付の日から 6 ヶ月間	据置期間経過後 通常の場合 6 年以内	無利子 ※（年 1. 0%）	建設、購入、補修、改築又は増築計画書、同見積書、住居が他人の所有に属する場合は所有者の承諾書
			災害、老朽等による増改築の場合 2,000,000			据置期間経過後 災害、老朽等による増改築の場合 7 年以内		

- 所得による貸付の制限
- 40 歳以上の配偶者のいない女子及び現に扶養する子等のない寡婦の場合、前年度の所得額が 203 万 6、000 円を超えるときは、原則として貸付は受けられません。
- 貸付申請の手続き（申請に必要な書類等）
- 1 共通する添付書類
 - (1) 申請者及び児童又は子の戸籍謄本（世帯全員の本籍が入っているもの）の写し
 - (2) 母子・父子（寡婦）福祉資金借受者資格証明（様式第 2 号）又は配偶者のいない女子・男子であることを確認できる書類
 - (3) 保証書（様式第 3 号）資金によって必要な場合があります
 - (4) 申請者が児童の場合…貸付申請同意書（様式第 6 号の A）
 - 2 資金の種類により、下の一覧表の「添付書類」欄に記載されている書類
 - 3 子のない寡婦については、前年の所得を証明する書類
 - 4 その他、盛岡市長が必要と認める書類

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

- 連帯保証人
- 申請にあたっては、連帯保証人が必要な場合があります。
詳しくはご相談ください。
- 償還金
- 償還にあたっては、年賦、半年賦又は月賦のいずれかの償還方法を選ぶことができます。
利子についてはご相談ください。
- 問い合わせ先
- 子ども青少年課給付係（電話 019-613-8354）までお問い合わせください。

資金名	貸 付 対 象 等		貸 付 限 度 額 （円）		貸付を受ける期間	据置 期 間	償 還 期 限	利 子	添 付 書 類
転 宅	母・父 寡婦	住宅を移転するための住宅の貸借に際し必要な資金	260,000		一括貸付	貸付の日から 6ヶ月間	据置期間経過後 3年以内	無利子 ※（年1.0%）	住宅の賃貸契約書の写し、敷金、前家賃等の一時金を必要とする証明書
結 婚	母・父 寡婦	児童又は寡婦が扶養している20歳以上の子の婚姻に際し必要な資金	330,000		一括貸付	貸付の日から 6ヶ月間	据置期間経過後 5年以内	無利子 ※（年1.0%）	結婚予定を証明する書類 物品購入見積書
就学支度	児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	就学、修業するために必要な被服等の購入等に必要な資金	小 学 校	64,300	一括貸付	修学終了後6ヶ月間 又は技能習得後 6ヶ月間	据置期間経過後 20年以内	無利子	所得税の非課税証明書等
			中 学 校	81,000					入学決定通知書の写し若しくは入学を証明する書類
			高 校 、 専 修 （高等、一般課程）	自 宅	150,000				
				自 宅 外	160,000				
			私立の高校、専修 （ 高 等 課 程 ）	自 宅	410,000				
				自 宅 外	420,000				
			国公立の大学、短大、大学院、高専、専修（専門課程）	自 宅	420,000				
				自 宅 外	430,000				
			私立の大学、短大、大学院、高専、専修（専門課程）	自 宅	580,000				
				自 宅 外	590,000				
			修 業 施 設 （ 中 卒 の 場 合 ）	自 宅	150,000				
				自 宅 外	160,000				
			修 業 施 設 （ 高 卒 の 場 合 ）	自 宅	272,000				
				自 宅 外	282,000				

※償還可能であると判断され、連帯保証人を探す努力をしても立てることが困難と認められる場合

資金名	貸 付 対 象 等		学年別			貸 付 限 度 額 （ 月 額 ）					貸 付 を 受ける期間	据置期間	償還期限	利 子	添付書類	
						1 年	2 年	3 年	4 年	5 年						
修 学	児童 父母の いない 児童 寡 婦 が 扶 養 す る子	高等学校、 大学、高等 専門学校又 は専修学校 に就学させ るための授 業料、書籍 代、交通費 等に必要な 資金	学校種別	学校種別	国公立	自宅	27,000	27,000	27,000		就学期間中	修学終了後 6ヶ月間	据置期間経過後 20年以内 （専修学校一般 課程5年以内）	無利子	入学決定通知書 又は在学証明書	
						自宅外	34,500	34,500	34,500							
			高 等 学 校 専修学校（高等課程）	私 立	自宅	45,000	45,000	45,000								
					自宅外	52,500	52,500	52,500								
				高 等 専 門 学 校	国公立	自宅	31,500	31,500	31,500	67,500						67,500
						自宅外	33,750	33,750	33,750	76,500						76,500
			私 立		自宅	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500						
					自宅外	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000						
			専修学校（専門課程）	国公立	自宅	67,500	67,500	67,500	67,500							
					自宅外	78,000	78,000	78,000	78,000							
				私 立	自宅	89,000	89,000	89,000	89,000							
					自宅外	126,500	126,500	126,500	126,500							
			短 期 大 学	国公立	自宅	67,500	67,500									
					自宅外	96,500	96,500									
				私 立	自宅	93,500	93,500									
					自宅外	131,000	131,000									
			大 学	国公立	自宅	71,000	71,000	71,000	71,000							
					自宅外	108,500	108,500	108,500	108,500							
				私 立	自宅	108,500	108,500	108,500	108,500							
					自宅外	146,000	146,000	146,000	146,000							
			大 学 院	修 士 課 程		132,000	132,000									
				博 士 課 程		183,000	183,000	183,000								
			専修学校（一般課程）			54,000	54,000									

注）高等学校、高等専門学校及び専修学校に就学中の児童が、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより、児童扶養手当等の給付が受けられなくなった場合、上記額に児童扶養手当額を加算した額を貸付限度額とする。